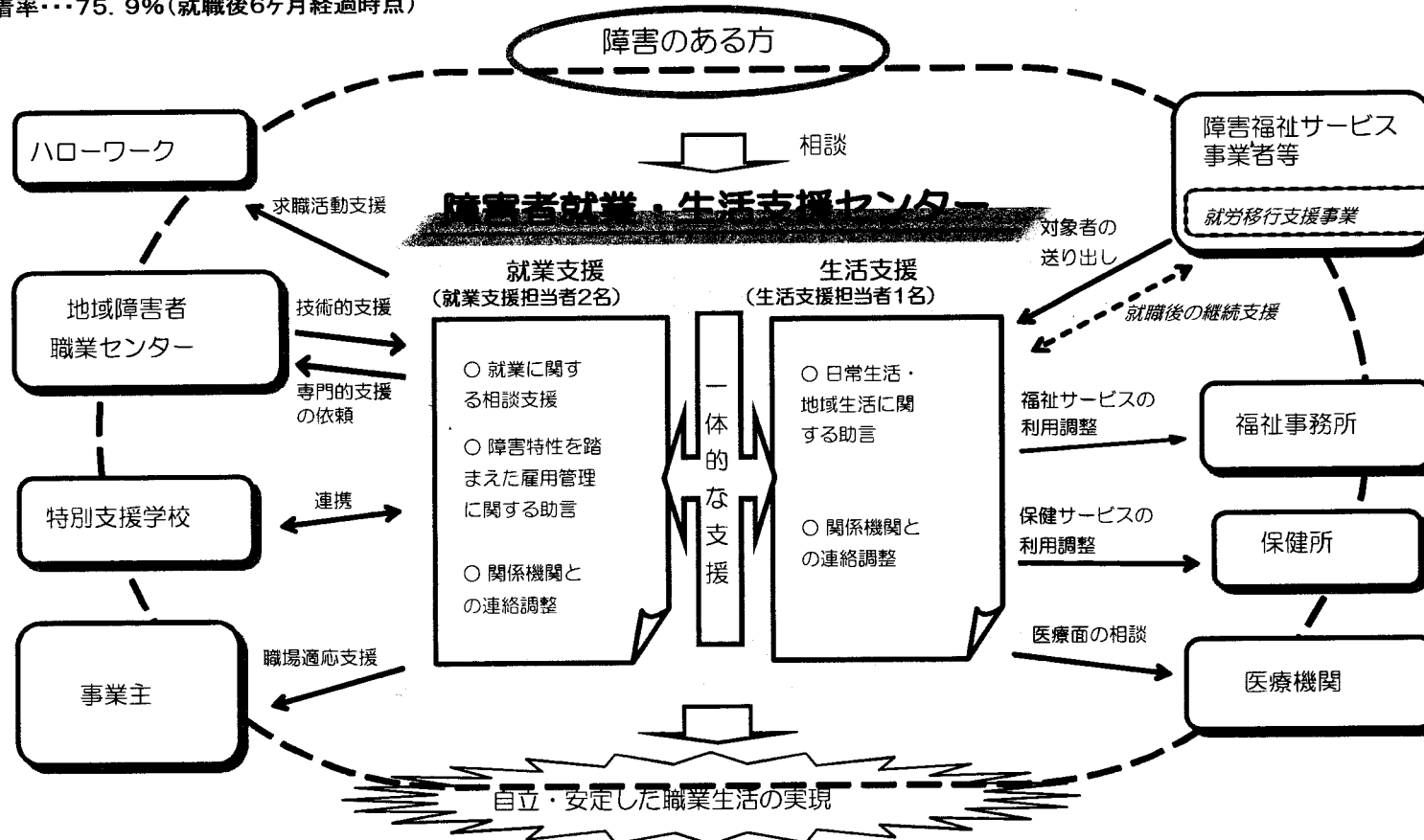


障害者就業・生活支援センター事業の充実

- ・ 就職を希望している障害のある人、あるいは在職中の障害のある人を対象に、ハローワークや地域障害者職業センター、福祉事務所や障害福祉サービス事業者等の関係機関と連携して様々な支援制度を活用しつつ、就職に当たっての支援や仕事を続けていくための支援を、日常生活面も含めて行う。

- ・ 設置・運営・・・全国で247箇所(平成22年2月1日現在)
- ・ 支援対象障害者(登録者)数・・・30,943人(平成19年度末時点)
- ・ 相談・支援件数(障害者:平成19年度)・・・525,128回(延べ回数)
- ・ 相談・支援件数(事業主:平成19年度)・・・100,485回(延べ回数)
- ・ 就職件数・・・4,637件(平成19年度)
- ・ 職場定着率・・・75.9%(就職後6ヶ月経過時点)



障害者就業・生活支援センター事業 (平成22年度予算案)

障害者の職業生活における自立を図るため、障害者の身近な地域で、就業面及び生活面における一体的な支援を行う。(生活支援部分について予算計上)

予算額

- 障害者就業・生活支援センター事業(生活支援部分)
21年度予算 7.0億円 → 22年度予算案 9.6億円

新規要求事項等

- 障害保健福祉圏域におけるセンター箇所数増 (予算ベース)
箇所数: 平成21年度265箇所 → 平成22年度案 282箇所
(17箇所増)
- 非常勤職員の新規配置(1名)
(平成21年度) (平成22年度予算案)
生活支援担当者 常勤1名 → 常勤1名 + 非常勤1名

◇ 障害者虐待防止対策等について

○障害者虐待防止対策支援事業費(平成22年度予算案・新規事項) 461,587千円

1 事業概要

障害者に対する虐待の防止や虐待を受けた者に対する支援等を行うため、地域における連携体制の整備や支援体制の強化を行う事業に要する費用を都道府県に対して補助する。

2 主な事業内容

(1)地域協力体制整備事業

- ・ 以前に虐待のあった家庭等に対し相談支援事業者等が訪問して相談を実施、相談窓口の体制強化、虐待を受けた障害者の一時保護を行うための居室の確保等

(2)障害者虐待防止・権利擁護研修事業

- ・ 施設従事者等に対する虐待防止等に関する研修
- ・ 相談窓口職員に対する虐待の防止や虐待を受けた者の支援等に関する専門的な研修

(3)専門性強化事業

- ・ 都道府県は、学識経験者、医師、弁護士等との連携体制を整備して、医学的見地からの助言、司法的対応への協力等を得て専門性を強化

(4)カウンセリング強化事業

- ・ 虐待を受けた障害者又は虐待を行った者等に対する精神科医等による心理的側面によるケアの実施

3 実施主体 都道府県

4 補助率 1/2(負担割合 国1/2、都道府県1/2)

○障害者虐待防止・権利擁護事業費(平成22年度予算案・新規事項) 3,435千円

1 事業目的

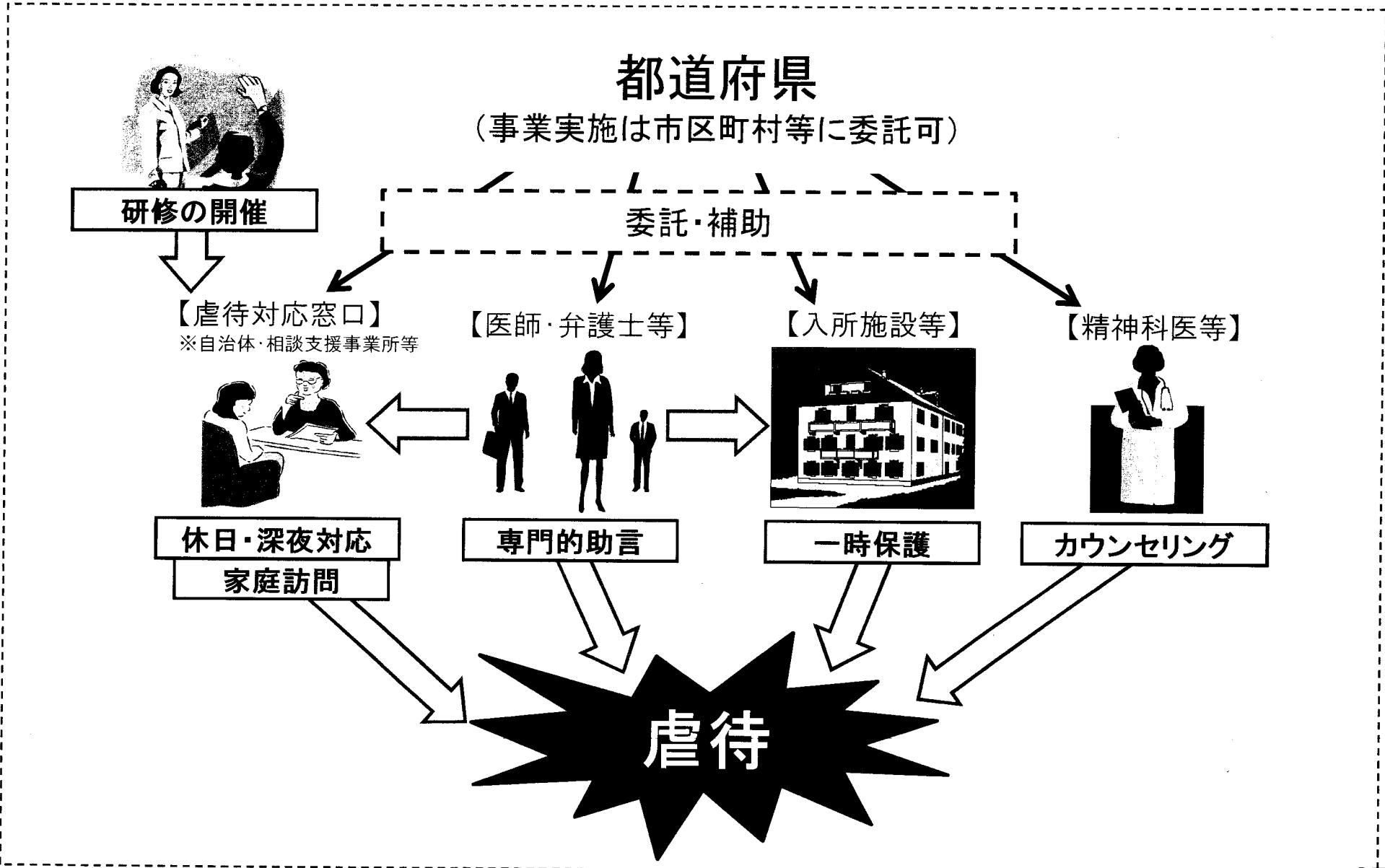
国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修等を実施し、関連する制度の周知等を行う。

2 事業内容

- ・ 充実した研修を実施するため、有識者による検討会を開催する。
- ・ 各都道府県及び指定都市から5名程度の受講者の推薦を受け、年1回程度の研修を実施する。

3 実施主体 国(民間法人へ委託予定)

障害者虐待防止対策支援事業の実施イメージ



◇ 障害児支援について

障害児施設の入所における措置と契約について

現 状

- 障害児施設への入所は、「障害児施設給付費等の支給について」(平成19年3月22日障発第0322005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、保護者による虐待や養育拒否の場合等は措置、それ以外の場合には契約によることとされている。

- (措置の場合)
- ・ 保護者が不在であることが認められ利用契約の締結が困難な場合
 - ・ 保護者が精神疾患等の理由により制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
 - ・ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難な場合

課 題

- 措置と契約の判断について、都道府県によって差が生じている。
(例えば、障害児入所施設における措置率は名古屋市、三重県、大阪市、愛知県は40%台、仙台市、長野県、鹿児島県は2%台となっている)
- こうした差が生じている背景には、保護者の虐待等、措置によるべき場合でも契約とされた事例があるとの指摘もある。

社会保障審議会障害者部会報告(平成20年12月16日)

- 措置か契約かの判断をより適切に行うとの観点から、判断基準を明確化する作業を進め、ガイドラインを作成することとすべきである。



障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について

(平成21年11月17日障障発1117第1号 障害福祉課長通知)

(虐待の取扱い)

- ・虐待のおそれがある場合も虐待に含めて柔軟に対応
- ・保護者に契約の意志があっても措置で対応
- ・きょうだいが措置されている場合でも個々の児童ごとに虐待状況を把握

(滞納の取扱い)

- ・滞納をしていることだけをもって措置とするのではなく、児童の虐待等の状況を勘案し判断
ただし、必要な手続きを行った上で契約解除された場合において、引き続き入所させる必要がある場合は措置とする
- ・措置によらなければ受け入れないなど事業者の意向ではなく、児童の状態により判断

(その他)

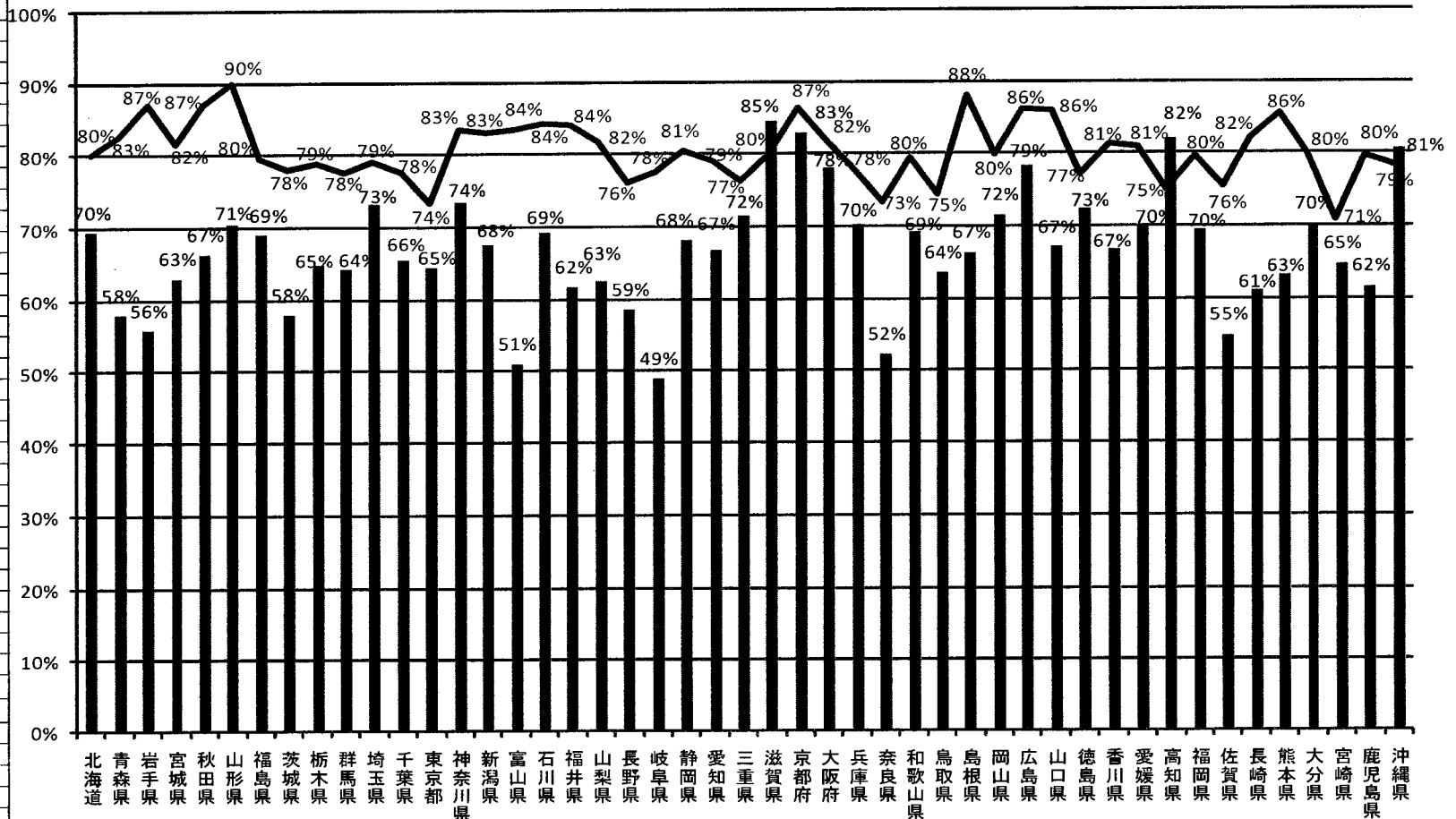
- ・民法上、対象児童の保護者以外の者と契約することはできないため、保護者が契約できない場合は措置

本通知を踏まえ、現在、障害児施設に入所している児童も含めて適切な判断を

◇ 福祉・介護人材の処遇改善事業等の活用について

福祉・介護人材の処遇改善事業と介護職員処遇改善交付金の申請率比較 (平成21年12月末時点)

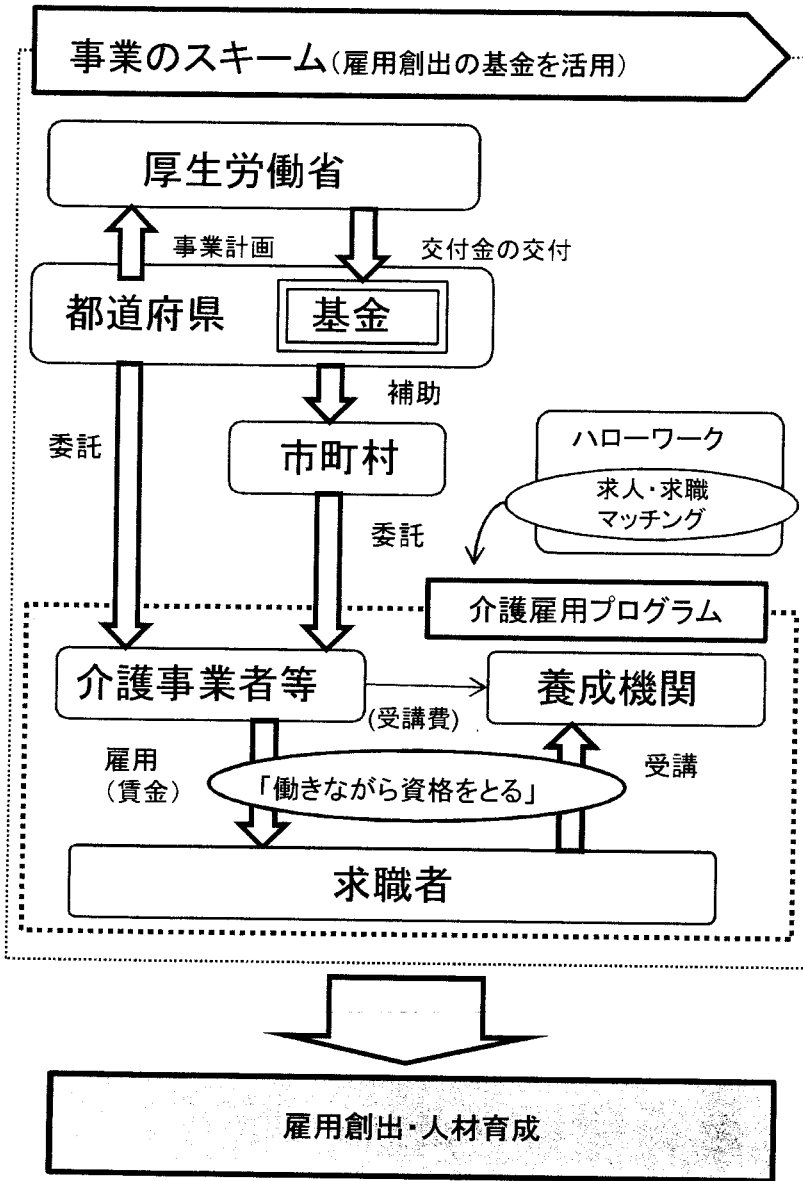
都道府県名	障害	介護
北海道	70%	80%
青森県	58%	83%
岩手県	56%	87%
宮城県	63%	82%
秋田県	67%	87%
山形県	71%	90%
福島県	69%	80%
茨城県	58%	78%
栃木県	65%	79%
群馬県	64%	78%
埼玉県	73%	79%
千葉県	66%	78%
東京都	65%	74%
神奈川県	74%	83%
新潟県	68%	83%
富山県	51%	84%
石川県	69%	84%
福井県	62%	84%
山梨県	63%	82%
長野県	59%	76%
岐阜県	49%	78%
静岡県	68%	81%
愛知県	67%	79%
三重県	72%	77%
滋賀県	85%	80%
京都府	83%	87%
大阪府	78%	82%
兵庫県	70%	78%
奈良県	52%	73%
和歌山県	69%	80%
鳥取県	64%	75%
島根県	67%	88%
岡山県	72%	80%
広島県	79%	86%
山口県	67%	86%
徳島県	73%	77%
香川県	67%	81%
愛媛県	70%	81%
高知県	70%	82%
福岡県	70%	80%
佐賀県	55%	76%
長崎県	61%	82%
熊本県	63%	86%
大分県	70%	80%
宮崎県	65%	71%
鹿児島県	62%	80%
沖縄県	81%	79%
合計	69%	80%



障害(福祉・介護人材の処遇改善事業) 平成21年12月31日現在(全国平均約69%)
 介護(介護職員処遇改善交付金) 平成21年12月31日現在(全国平均約80%)

【参考】申請率の推移
 障害: 約42%(10/8) → 約60%(10/30) → 約64%(11/30) → 約69%(12/31)
 介護: 約48%(10/9) → 約72%(10/30) → 約76%(12/15) → 約80%(12/31)

「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム



事業のアウトライン

- 求職者が、養成機関での受講時間も含めて給与を得て働きながら介護資格を取得するプログラム。
 - ・ 地方公共団体から委託を受けた介護事業者等が、1年以内(介護福祉士を目指す場合は1回更新可で、最長2年)の雇用契約で採用
 - ・ その間、プログラム利用者は養成機関に通って、ホームヘルパーや介護福祉士の資格を取得することが可能
(ホームヘルパー2級の場合130時間の講義、介護福祉士の場合2年間で1800時間の講義を受講)
 - ・ 講座受講のない日時は、事業所で働く
 - ・ 資格取得後も、雇用契約終了まで、事業所で働く
- ※ 都道府県に設置した雇用創出の基金(平成23年度末まで)を活用し、各地方公共団体で事業計画を策定し、事業を実施
 ※ 当該基金事業の要件として、事業費に占める人件費割合は1/2以上

プログラムのメリット

- プログラム利用者
 - ・ 養成機関の受講料負担なし
 - ・ 養成機関に通っている時間も給与支払いあり
- 介護事業者等
 - ・ 地方自治体からの委託で事業費(人件費、研修費等)の支給
 - ・ 介護事業者等の負担無く、養成講座を受講させられる
- 養成機関
 - ・ 対象者が既に介護事業者等に雇い入れられているため、実習先として、当該施設の協力が得られやすくなる

福祉・介護人材の処遇改善事業における各都道府県の取組状況

○ 取組実施状況

取組内容	事業者に対する制度周知の徹底	未申請の事業者に対する申請勧奨	申請事務の負担軽減を図る支援
実施率	85.1%	48.9%	42.6%
取組実施例	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県のホームページにおいて制度を紹介 ○ 通知、事務連絡を頻回に発出 ○ 都道府県本庁から遠方地域に所在する事業者に対して、別途相談会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別に連絡を取り勧奨 ○ 電話及びファクシミリによる専用窓口を開設し、常時対応可能な体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 助成見込額の算定シートを作成 ○ 添付書類のチェックシートを作成 ○ 申請締切日以降も可能な限り申請を受け付ける等柔軟な対応

複数の取組みが効果的

- 全国平均申請率を超えている都道府県のうち、7割が上記2項目以上を実施
- 前回申請率(10/30現在)からの伸び率が全国平均(+4.0%)を超えている都道府県のうち、8割が上記2項目以上を実施

◇ 指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準の条例委任等について

○ 「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日 閣議決定)に基づき、障害保健福祉分野においては、以下の基準を都道府県等の条例に委任することとする。

(1)障害者自立支援法について

- ・ 指定障害福祉サービスに従事する従業者に関する基準(第43条第1項)及び当該サービスの事業の設備及び運営に関する基準(同条第2項)
- ・ 指定障害者支援施設が有する従業者に関する基準(第44条第1項)及び当該施設の設備及び運営に関する基準(同条第2項)
- ・ 障害福祉サービス事業、地域活動支援センター及び福祉ホームの設備及び運営に関する基準(第80条第2項)
- ・ 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(第84条第2項)

(2)児童福祉法について

- ・ 指定知的障害児施設等に従事する従業者に関する基準(第24条の12第1項)及び当該施設の設備及び運営に関する基準(同条第2項)
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第45条第2項)

- 条例制定の際の国の基準については、以下の類型に分けて定めることとする。
 - ・ 医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に関する基準に係る規定、居室の面積に関する基準に係る規定並びに利用者及びその家族に対する人権侵害の防止等に係る規定は、「従うべき基準」
 - ・ 利用者の数に関する基準に係る規定は、「標準」
 - ・ その他の設備及び運営に関する基準に係る規定は、「参酌すべき基準」
 - ① 従うべき基準
条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
 - ② 標準
法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの
 - ③ 参酌すべき基準
地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの
- 関係法案を平成22年通常国会に提出予定(施行日は平成23年4月1日予定)。国の基準については、当該法律の公布後速やかに制定予定。

◇ 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業 について

○ 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業の概要

障害者又は障害児が近隣において、障害者自立支援法に基づく生活介護等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とするもの

○ 生活介護に係る事業の全国展開について

- ・ 生活介護については、特に大きな弊害は認められなかった。
- 「基準該当生活介護」として全国展開。

○ 平成22年度以降の事業の要件について

- ・ 児童デイサービスについては、療育という観点から課題が多い。
- 個別支援計画の策定等を条件に付与し、来年度も特区として実施。
- ・ 自立訓練及び短期入所については、利用者がいない又は非常に少ない。
- 来年度も特区として実施。

○ 指定通所介護事業所等を活用した基準該当障害福祉サービスについて

- ・ 現在、個別支援計画の策定や、サービス管理責任者の配置規定が義務づけられておらず、サービスの質の確保が課題。
- 障害者又は障害児のサービスの質の向上に向けて、来年度以降、各都道府県においてサービス管理責任者研修を行う際に、これらの事業所に対してサービス管理責任者研修の案内通知を行い、参加を勧奨することなど、必要な対応を行うこととする。